開会 午前9時00分

〇議長	◎開 (板谷		ただいまから平成24年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。
_			
〇議長		議信君)	これより本日の会議を開きます。
_			······································
	◎議	事日程 <i>σ</i>)報告
			なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください
_			→ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	◎諸	般の報告	-
〇議長	(板谷	信君)	日程に入る前に諸般の報告を行います。
6	月15日、	町長から	の第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
今	期定例会	は、お手	○元に配付のとおり、報告3件、議案6件が町長から提出されておりま
す。	このほか	、発議4	1件も提案されていますので、後ほどお諮りいたします。
次	に、監査	委員から	 あ、例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはまれる。
手元	に配付の	とおりて	ず。
以	上で諸般	の報告を	と終わります。
_			
	⊚行	政報 告	

- ○議長(板谷 信君) 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。
- **〇町長(佐藤公敏君)** おはようございます。

平成24年第2回定例会を開催いたしましたところ、御多様の折にもかかわらず、議員全員

の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ギリシャ国会の再選挙では、財政緊縮派が勝利宣言をし、最悪の金融混乱は回避されましたが、6月18日の欧州債券市場で、スペイン国債の価格が急落して長期金利が7.8%まで急上昇、持続的な財政運営が不可能とされる7%の危険水域を超えたことから、スペイン財政は制御不能に陥るおそれが出てきたと言われました。ギリシャの再選挙の結果によって、一時安心感が広がりましたが、スペインの構造的問題は解決していないということから、一気に悲観論が強まり、さらにイタリアにまで飛び火するのではないかと言われてもおります。

日米欧の先進国に中国などの新興国を加えた20カ国地域、いわゆるG20首脳会合が18日、日本時間では19日の朝、メキシコのロスカボスで開幕しました。G20首脳会議では、欧州危機対応、欧州の金融強化策、世界経済の成長と雇用創出、国際通貨基金、IMF改革と資金増強環境分野への投資など、グリーン成長の推進などが主な議題となりますが、欧州危機の拡大を防ぐためのIMFの資金増強をめぐっては、4月に合意した4,300億ドル、約34兆円から資金を上積みする方向で調整に入ったと言われております。実際には4,560億ドル、約36兆円ということに決まったようです。

G20首脳は、ギリシャが再選挙の結果、財政緊縮派が勝利したことによって、ユーロ圏を離脱せず、改革を進めようとすることを歓迎しておりますが、欧州債務危機の解決にはまだ多くの課題が残っているため、国際的な金融のセーフティーネットを強化し、危機を封じ込めるためのあらゆる措置を講じるとの姿勢を明確にしました。

国内では、18日に6月の日銀が金融経済月報を発表しておりますが、それによると、国内 景気は緩やかに持ち直しつつあるとし、なお横ばい圏内にあるとした5月の月報から判断を 引き上げ、先行きについては、国内需要が引き続き堅調に推移し、海外経済が減速から脱し ていくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと予想しております。

ただ、世界経済をめぐる不確実性は引き続き大きいと指摘、欧州債務問題に伴う国債金融市場の状況においては、十分注意して見ていく必要があるとしています。また、公共投資は、東日本大震災の復興関連を中心に増加しているとし、個人消費についても、緩やかな増加を続けているとしております。消費者物価については、原油価格の下落傾向を受けて、上昇テンポが鈍化しているとしております。

国内の政治に目を転ずると、社会保障・税一体改革関連法案について、修正合意をした上で、野田首相は執行部に全幅の信頼を置くとして、G20に出席するため出発をいたしました。 自民党だけでなく、公明党も修正合意したことによって、一体改革関連法案成立の道筋は整いましたが、民主党反対派の造反もあり、場合によっては党分裂も避けられないのではないかという状況の中で、党執行部は先送りを画策するなど、首相が目指す会期末、明日21日ですが、までの衆議院採決は、なお黄信号が点滅するという状態となっております。

私たちの町においては、人口減少が続き、6月1日には高齢化率が42.1%となりました。 本年の一番茶の概況については、18日の議会全員協議会において担当課長から説明いたしま したが、生産の面では、3月上旬の気温の上昇によって、昨年よりやや生育が早まったと思われましたが、3月中旬から4月上旬にかけて朝晩の低温が続き生育が抑えられ、4月30日の茶業センターの川根地域初取引から一番茶の開始となり、連休明けから芽を追う形ではさみ刈りに移行、5月12日ごろが最盛期となりました。前半から中盤までは生育がふぞろいで、収量が伸びず、減産傾向かと思われましたが、5月15日の雨後には収量も増加し、最終的には昨年並みとなりました。町内29の大型共同製茶工場の実績によると、生葉収量では98万8,261kg、前年比96.3%、荒茶生産量は22万4,182kgで、前年比98.9%となっております。

取引状況については、在庫の圧迫感はないものの、販売が低調なことなどから、必要買いが例年に増して多く、品質が伴わないものについては、安価でも仕入れしないという状況でありました。取引価格については、生産量が膨らむにつれ、値下げ幅も大きく、買い手も通年物の仕入れに移行し、慎重な姿勢が続いたということであります。

いずれにしても、茶業界、とりわけ摘採時期が遅くなる山間地茶にとっては、大変厳しい 状況が続いております。

去る5月28日に開催いたしました臨時議会においては、長期間にわたって欠員となっておりました教育委員の任命について皆様の御同意をいただきましてありがとうございました。6月1日に開催された教育委員会において、杉山広充氏が教育長に選任され、同日、就任いたしております。就任後、意欲的に職務に励まれ、川根本町の教育の進展に向けて努力を続けているところであります。

今後とも新教育長に対して、格別の御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し 上げるものであります。

6月15日にはロンドンオリンピックでの好成績を目指して練習に明け暮れる大村朱澄選手の後援会役員会が開催され、壮行会を7月16日月曜日午後6時30分から文化会館ホールにおいて行うことになりました。大村選手が出場するカヌーレーシング競技の予選が開かれる8月5日まで、あと46日と迫ってまいりました。大村選手が最高のコンディションで大会に臨み、晴れのひのき舞台で十二分に実力を発揮して、好成績を残すことができるよう、皆様の御声援をお願いするものであります。7月16日には、ぜひとも文化会館での壮行会に出席され、大村選手に激励の声をかけてくださるようお願いいたします。

6月17日には、とうきょう川根の会の総会が開催され、第2常任委員長の中野議員、奥大井ふるさと特産振興会の森議員などとともに出席させていただきました。議案審議においては、大変白熱した議論が展開され、緊迫する場面もありましたが、結果としては、全議案が承認され、今後とも一致協力して川根本町の強力な応援団として頑張っていくことを誓い合ってくださいました。総会の後は懇親会が開かれ、総会での議論とは打って変わって和やかな雰囲気の中で1年ぶりの話に花を咲かせておりました。最後に行われたビンゴも盛会でした。首都圏に暮らしながら、1年に1度の総会、あるいはその他のイベントなどを楽しみに集うふるさと思いの面々、きっととうきょう川根の会は、メンバーにとって青春を取り戻す

ことのできるこの上もない場でもあるのでしょう。とうきょう川根の会の会員の皆様にとっての関心は、何よりも川根本町が元気かどうかということであることを実感させられた1日となりました。

今回の定例会では、報告3件と条例3件、市町総合事務組合規約1件、補正予算2件について御審議をいただきます。よろしく御審議の上、御採択くださることをお願いして、行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(板谷 信君) 御苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長(板谷 信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、鈴木多津枝君、11番、中田隆幸君を指名します。

♦

◎会期の決定

○議長(板谷 信君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月28日までの9日間に決定しました。

----- ♦ *-----*

◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(平成23年 度川根本町一般会計予算)

〇議長(板谷 信君) 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について(平成23年度 川根本町一般会計予算)を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について町長からの報告を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 報告第1号は、平成24年3月定例会において御承認をいただきました

平成23年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、コミュニティ施設整備事業は、翌年度繰越額3,108万5,000円、地域自治会振興事業は274万5,000円です。第2項企画費、事業名、総合計画印刷製本事業は、翌年度繰越額136万5,000円です。

第6款農林水産費、第2項林業費、事業名、森林環境保全整備事業林道塩野線開設事業は、翌年度繰越額2,205万円、県単独事業林道河内川線舗装事業は、翌年度繰越額434万4,000円、 林道平栗線改良事業は、翌年度繰越額212万円です。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、社会資本整備総合交付金事業町道高郷田野口停車場線整備事業は、翌年度繰越額1,134万円、社会資本整備総合交付金事業橋りょう修繕計画策定事業は、翌年度繰越額380万円、集落道富沢線整備事業は、翌年度繰越額989万円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設災害復旧事業は、翌年度繰越額1億1,058万9,000円、町単独林道災害復旧事業は、翌年度繰越額1,434万7,000円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

○議長(板谷 信君) これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告する ものですので、御了承ください。

◎日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について(平成23年 度川根本町一般会計予算)

○議長(板谷 信君) 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について(平成23年度 川根本町一般会計予算)を議題とします。

事故繰越し繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 報告第2号は、平成23年度川根本町一般会計事故繰り越しについて報告するものです。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、きめ細かな交付金事業林道寸又線改良工事につきましては、降雨の影響により発生した崩土により重機等の搬入ができず、その期間不測の日数を要したことにより年度内完成が難しくなったため、事故繰り越しとさせていただきました。翌年度への繰越額は619万円です。

また、第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、町単独事業林道寸又線改良工事につ

きましては、降雨の影響により発生した崩土により、重機等の搬入ができず、その期間不測の日数を要したことにより年度内完成が難しくなったため、事故繰り越しとさせていただきました。翌年度への繰越額は94万5,000円です。

以上、事故繰り越しについて報告いたします。

○議長(板谷 信君) これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告する ものですので、御了承ください。

----- ♦ **-----**

◎日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について(平成23年 度川根本町簡易水道事業特別会計予算)

○議長(板谷 信君) 日程第5、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について(平成23年度 川根本町簡易水道事業特別会計予算)を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 報告第3号は、平成24年3月定例会において御承認をいただきました 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、事業名、塩郷地区水道管布設替事業は、翌年度繰越額330万円です。

以上、繰越明許費について報告をいたします。

○議長(板谷 信君) これで報告は終わりました。

これについても、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告する ものですので、御了承ください。

◎日程第6 議案第35号 川根本町まちづくり基本条例の制定につい

て

O議長(板谷 信君) 日程第6、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定について を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の策定について、提案理由 の説明をいたします。 この条例を策定するに当たり、近年の国の地方分権改革で、市町村は以前と比較し、自由 にまちづくりを行うことができるようになった背景があります。

これまでのまちづくりは、行政が主体となって進めていたイメージが依然として強いままでありますが、様々な町の課題に取り組んでいくときに、行政だけで決めていたのでは、町民の皆様にとって本当によいまちづくりを行っているとは言えません。

そのために、真に町民が主体となってまちづくりを進めることができるように、基本理念や目的、そして、まちづくりの基本原則を明らかにする本条例を策定することとなりました。 構成については、各章において、情報の共有、住民自治の仕組み、コミュニティー、町民のための議会、町民のための行政、住民投票制度、国とその他の機関との連携、条例の実効性を高める仕組みについて盛り込み、町民、議会及び町が相互に協力、尊重し、一体となってまちづくりを進めていくためのルールを定めております。

また、4年を超えない期間ごとに町民の参加や意見を求め、必要に応じて条例の改廃等の 措置を講じることとし、条例制定後におきましても、その充実を図ることとしております。

条例の策定に当たりましては、議員、有識者、公募委員によって構成されるまちづくり基本条例策定委員会を平成21年11月18日に設置いたしました。そして、平成23年度までに通算22回に及ぶ委員会が開催されましたが、町民の皆様からの御意見を聞きながら、条例に盛り込む項目と内容について協議を行っていただき、平成23年11月10日に条例案の提出を受けたところであります。

その後、区長連絡会での説明や住民説明会を開催し、更に町民の皆様からいただいた多く の御意見を踏まえ、今回議会で提案しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) ただいま町長より提案理由の説明がありまして、これは多分、あした委員会で審議するということになると思うんですけれども、ここで町長にお伺いしたいのは、策定された背景とか経過とか、そういうこと、目的のようなことは今言われたんですけれども、これは町長にとっても一番大切な、この町の憲法とも言われる基本条例となるものですので、この条例を制定することに対する期待といいますか、どのようにこの条例が制定されることで、町民を巻き込んだまちづくりを期待されておられるのか。今の現状をかんがみながら、どのように効果が発揮できるだろうなというふうに期待されておられるかをお聞きしたいと思います。

そしてまた、町民の憲法と言われるくらいですので、町民の方たちがとにかく、この条例ができたよ、どういう内容だよ、まちづくりに意欲を持って参加できる、そういう人たちを

本当に町は本気で育てていくんだよというふうな姿勢になっているということを知ってもらわないことには、この条例を制定する意味がなくなるわけですので、まだ今の状態では、委員会でも何度も出されたんですけれども、町民の人たちに本当に関心を持っていただいていない、低いだろうという状況が実情ではないかと思うんです。ですので、それをどうやってこれから周知をしていくか、町民の人たちに広げていく覚悟というか、決意を持っておられるか、そのこと2点をお伺いいたします。

〇議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) まちづくり基本条例でございますけれども、これが今回これの策定に当たってきた背景には、先ほど申し上げたような社会的な背景、それからこの町にとってこれに期待するものがあってのお話でございますけれども、基本的にはその住民主役といいますか、まちづくりは住民の意向が十二分に反映した、そういうまちづくりを進めていく、そのためには住民の皆様方が事を進めるのに当たって、企画の段階から参画できる、そういう住民の議論の場をつくっていくということが大切だというふうなことから、今回のこういう制定になっているというふうに思うんですよね。

ですから、町としては皆様方により積極的に参加していただいて意見を言っていただきたいというふうに思いますし、そういう中でこれからのまちづくりを進めていこうと、そういうふうに思っているところであります。

それから、これをどのように地域の中に定着させていくかということでございますけれども、様々な形で、広報を使ったり、あるいは、具体的には委員会等でも今、一般の方々も入っていただいて、公募というような形でも入っていただいて意見を聞く場はつくっているわけでありますけれども、より積極的にそういう機会をつくっていく、そういう中でおのずと住民の皆様方の意識も高まってきてくださればいいなというふうに思っております。

以上です。

〇議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) すぐ私たちは住民参加とか住民の声とかいうことを口にしたり、思い起こすと、昨年のブロードバンドの事業の、本当に大きな大きな混乱に至ったという、本当につらいことを思い出すわけですけれども、本当にああいうことを、悪いことばかりではなかったと思うんですね、とても貴重な経験もたくさんしましたし。でも、やっぱりあの事件が済んでしまうと、きょうもそうですけれども、あんなに傍聴席にたくさん見えていたのに、もう1人もおられない。町民の人たちは、やはり関心を寄せていただくということがどんなに難しいことかなと。

うちのだんなもよく言うんですけれども、何も教えてくれない、何も知らせないじゃないかっていうふうによく言うんですよ、町政のことで。私がそばにいながら、そういうことを言うわけですよ。そうすると、ほかの方たちは本当に何も聞いていないよということに意識が強いんだろうなと、そういう方が多いんだろうなと、本当にどうしたらいいのかなといつ

も考えているんですけれども、そういう中で、例えば町民の人たちとの対話集会、そういう ものが非常にうちの町は、議会もそうですけれども、これから改革に取り組んでいこうとい うことですけれども、行政の方も本当に少ないのではないか。行政としては、節目節目には やっているというふうに思われるかもしれないですけれども、やっぱり私は少ないんだと思 うんです。それで出かけていって、町長が住民の人たちとの対話会、そういうものをもっと 積極的に呼びかけて、気楽にひざを交えた話し合いができるような雰囲気をぜひつくってい かなければならないのではないかと私は思うんですけれども、町長はどうでしょうか。

- 〇議長(板谷 信君) 町長。
- ○町長(佐藤公敏君) 昨年のような事例がありますと、ある意味で瞬間的な熱狂といいますか、そういう部分もあって、そこが民主主義の危険性も含んでいる部分があるというふうに思うんですが、いわゆる民主主義を実現していくためには、双方向でなければいけないと思うんですよね。町が一方的によかれと思って進める、あるいは町としては説明会なり何なりの機会を持つわけですが、住民の皆様方が、やっぱりそれに対して積極的な、住民の方からも近づいてくるといいますか、そういうものがないと、一方通行になってしまうおそれがあるということを昨年知らされたわけでありまして、そういう意味で、住民の皆様の意識がより高まるような、そういう積極的な、町がもちろん積極的に働きかけることは大事でありますけれども、住民の皆様方の意識の高揚を図っていく、そういう意味で、手間のかかるお話だとは思いますけれども、住民の意識の高揚につながるような、そういう展開もしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。
- ○議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、第1常任委員会に付託したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、川根本町まちづくり基本条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第7 議案第36号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例に ついて

○議長(板谷 信君) 日程第7、議案第36号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 議案第36号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案 理由とその内容について説明いたします。

本年7月9日に住民基本台帳法の一部が改正され、現行の外国人登録法が廃止されます。 外国人住民も日本人と同様に改正の住民基本台帳法が適用されることに伴い、印鑑の登録に 関して所要の整備を行うとともに、あわせて語句の修正を行うため、本条例の一部を改正す るものです。

内容についてありますが、現在、外国人住民は外国人登録法により外国人登録原票に登録されていますが、7月9日からは日本人と同様の改正住民基本台帳法が適用され、住民基本台帳に記録されることに伴い、本条例の一部の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

O議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) ただいま提案理由の説明がありましたけれども、この印鑑条例の一部を改正することになった背景というのは余り、簡単な説明しかありませんでした。できれば、もう少しきちんとした説明をいただきたいし、それからもう一点は、事務的な手続として、もう外国人登録原票ですか、登録されていらっしゃる方々が住民票に移行するというのかな、手続をしていくわけですけれども、外国人の方々にどういう人たち、例えば3カ月以上住民となっている人が対象だと思うんですけれども、そういう方たちを漏れなく周知をしていかなければいけないというか、そういうことも必要だと思うんですね。それで、ホームページを見ましたら、よその自治体の。もう既に1月から通知を出して、ちゃんと担当課へ申し出てくださいというふうなことや、いろいろな通知を出しているところもありましたので、当町はそういうことをやっているのかどうか。

それから、全協でも聞きましたけれども、その登録されている外国人の方がどれくらいいらっしゃるか、再度この件についてもし、記録はしてあるんですけれども、きょうは本会議ですので、わかれば再度お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(板谷 信君) 生活健康課長。
- ○生活健康課長(山下安男君) 住民基本台帳の一部を改正する法律ですが、概要は主な点が 2点あります。一つは、外国人住民の方の利便の増進及び市町村長の行政の合理化を目的と して、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるというのが主な一つです。これは、 転出・転入の届け出や職種による外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住 民に関する事務処理の基礎とする、外国人住民に係る手続のワンストップ化を図るというの が一つです。

それと2つ目が、他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住民基本台帳、住基カー

ド、これを使用することができるようにするというものが主な改正の点です。

それから、川根本町の今の現状の手続ですけれども、平成24年6月1日現在、外国人の登録者が男15名、女の方が45名、計60名の方がいらっしゃいます。この方たちは法に基づく適法な在留カード交付対象者でございます。ですので、この方たちは住民基本台帳の適用対象となる予定です。それで、この方たちについては、今回提出させていただいた印鑑条例一部改正において、印鑑登録が日本人と同様にできるということになります。

今の現状の住民に対する手続ですが、仮住民票を送らせていただきまして、法にのっとって適正な処理を進めているところでございます。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。
- ○10番(鈴木多津枝君) 確認しますけれども、その60人の方に、3カ月以上住んでおられる方ということなんでしょうけれども、その対象となる方に行政の方から在留カードの申請ですか、住民票に移行しますよということを連絡、行政の方からやるということですか。在留カードの事前申請を受け付けている自治体もあるというふうに聞いたんですけれども、うちの町では事前申請というのは受け付けていないんでしょうか。
- 〇議長(板谷 信君) 生活健康課長。
- ○生活健康課長(山下安男君) 在留カードというのは、法務省が発行するものでございます。これについては、在留カード対象者というのは、基本的に外国人住民が住民票を作成する対象者というのがありまして、これについては在留カード交付対象者です。この方は三月を超える中長期在留者が主な方であります。それから、住民票に記載する事項等も、外国人特有の事項である国籍、それから在留資格、それから在留期間等が記載されております。一応、うちの町では、今のところの手続としては、先ほど申したように、仮住民票を送らせていただいて、その内容に変更がなければ、変更がある場合は本人から申請いただきますが、変更ない場合はそのまま住民登録の方へ移らせていただきます。
- ○議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のと おり可決されました。

◎日程第8 議案第37号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第8、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案21、22ページ、新旧対照表5ページをごらんください。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金及び介護納付金課税被保険者等に対する 税率等の改正をするものです。

第6条中、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の算定率を100分の1.45から100分の1.71に改め、第7条の2中、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者平等割額を4,800円から5,600円に改め、第7条の3中、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯の6,400円を6,800円に、特定世帯の3,200円を3,400円に改めるものであります。

6ページをごらんください。

第8条中、介護納付金に係る所得割額の算定率を100分の1.22から100分の1.85に改め、第9条中、介護納付金に係る資産割額の算定率を100分の10.31から100分の11.55に改め、第9条2中、介護納付金に係る均等割額を8,220円から9,400円に改め、第9条3中、介護納付金に係る世帯別平等割額を6,720円から7,400円に改めるものであります。

7ページをごらんください。

第23条第1号ウ中、国民健康保険税の減額の3,360円を3,920円に改め、同号エ中、特定世帯以外の世帯4,480円を4,760円に、特定世帯2,240円を2,380円に改め、同号オ中、5,754円を6,580円に改め、同号カ中、4,704円を5,180円に改めるものであります。

8ページをごらんください。

同条第2号ウ中、2,400円を2,800円に改め、同号エ中、3,200円を3,400円に、1,600円を1,700円に改め、同号オ中、4,110円を4,700円に、同号カ中、3,360円を3,700円に改めるものであります。

9ページをごらんください。

同条第3号ウ中、960円を1,120円に改め、同号エ中、1,280円を1,360円に、640円を680円に改め、同号オ中、1,644円を1,880円に、同号カ中、1,344円を1,480円にそれぞれ改めるものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) ただいま町長より提案理由の説明ではなくて、改正内容の説明としか思えないような説明がありました。提案理由が少しは述べられるのかなと思いましたけれども、それはなかったように思います。これも多分というか、議運で委員会付託というふうに内定している案件ですけれども、先ほどのまちづくり基本条例のときちょっと言いそびれたんですけれども、町長の提案理由、述べられたものを委員会へ書いたものをいただきたいなということを言おうと思って今度構えていたらありませんので、ちょっと肩透かしを食ったんですけれども、質問の方で確認ができればなと思います。

そこでお聞きしますけれども、今、最初の行政報告のとき町長も言われましたように、本 当にお茶も厳しい状況にあるし、また、私たちも日ごろからたくさんの町民の方に言われて いることで、本当に商店も売り上げが落ちている、年金もどんどん減らされている、そうい うことが繰り返されている中で前回の議会で介護保険料が値上げされ、6月から上がった請 求書が来たということで、本当にびっくりしたという声がたくさん寄せられています。それ だけでなく、住民税の請求も来て、これも増えたという声を聞いたんですけれども、私もち ょっと驚いていますけれども、税源移譲の部分もあって、以前の感覚からすると、住民税が ものすごく上がっているなと、そういう気がするわけですね。それから、ガソリンの値上げ、 電気料の値上げなど、いろいろなものが値上げが押し寄せている中で、今回、今の町長の説 明でもわかるように、もう私たちも既に説明を聞いているわけですけれども、すべてという わけではないですけれども、ほとんどの部分で引き上げが行われる、そういうことを見ます と、私も何度も値上げ回避をということで、その方法としても財源がどうしても確保できな いなら、一般会計からの繰り入れもするべきだというふうなことを言ってきましたけれども、 結局、今回も一般会計からの繰り入れもやらない、そして基金が底をつくと言いながら、基 金の取り崩し、13億円以上あるにもかかわらず、1,000万円ほど取り崩すということで、値 上げに踏み込んでいる。そのことについて、私はこういうことをしていくと、消費税も同様 ですけれども、多くの人たちに値上げをしていくということになると、それがらせん状にそ の地域の経済を疲弊させていく、当然財布のひもは固くなりますし、口は閉めなければいけ なくなりますし、町内の商店、あるいは業者さんたちへの注文なども減っていきますし、国

保の金額だけではない大きな影響がらせん状の、町民の人たちに与える影響というのは、本当に大きいと思うんです。そういうことを町長は今回の国保税条例の改正に当たって、値上げをしていい、しようがないだろうと考えているとしたら、その理由を、そういう町の経済状況の背景の中で、町民の生活の背景の中で、厳しいと言っている町長がなぜ値上げをしたのか、一般会計からの繰り入れもやらないで値上げに踏み切ろうとされているのか。

そして、今回の値上げは、全協でもちょっと言ったんですけれども、最高限度額は据え置きのままなんですね。最高限度額が据え置かれるということは、国の指針があるとはいっても、結局、高額所得者は全く値上げの影響がない状況になります。こういうふうに、高額所得者の最高限度額も上がるよ、そして一般の加入者の値上げも、なるべく低所得者に厳しい影響にならないような方法で基金も取り崩し、一般会計からの繰り入れもやる、あるいはやらなくても済むのかどうかわかりませんけれども、本来だったら、高額所得者から順に上げていくというのが普通ではないかと思うんです。それが今回、全くそこは手をつけない、法律で変わっていないからやらないということなんでしょうけれども、なのに、それでも税率を上げて所得が少ない人たちへの負担が重くなっていく、こういうことは、私は行政としては回避しなければ、回避する努力をするべきだと思うんですけれども、なぜそういう手だてを考えなかったのか、この点について町長にお聞きいたします。

- **〇議長(板谷 信君)** 質問わかりますか。鈴木議員、質問をもう少しまとめて、何を聞きたいのか。なおかつ、総括的な質問で。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 値上げをしなくても済む方法があるのにもかかわらず、なぜ低所 得者というか、高額所得者が据え置きになっている状態なのに、その下の所得が低い人たち の部分で値上げを回避しないで、値上げしようとされるのかということです。

それから、先程私の質問で、基金が13億あるって言ったということですけど、1億3,000 万円余の間違いです。

- 〇議長(板谷 信君) 町長。
- ○町長(佐藤公敏君) 国民健康保険特別会計でございますけれども、加入者の医療費の増大等によって財源不足を来したときには、原則としては保険税の中で考えるといのうが、一つそういう原則があるというふうに思っています。ただ、加入者にその過重な負担を強いるということは問題もございますので、そういう中で一般会計の繰り入れということが当然考えられる、そういう場合があるということでございます。

今回については、保険税の中で極力、所得階層の中でできるだけ低所得者の部分には負担がかからないような、そういう方策というものを考えていくことはとても大事だと思いますし、恐らく事務当局も、そういう点に配慮をしながら今回の改正になったかというふうに思いますけれども、これは3月の議会でも鈴木議員の質問に対して答えましたように、被保険者の保険料、保険税が過重な負担にならないように、今後については一般会計からの繰り入れということも当然考えていかなければならない、そういう事態になってきているという認

識は持っておりますので、そういう中で今後については考えていきたいというふうに思って おります。

○議長(板谷 信君) ここのところで、ちょうどいい機会ですので、確認をしたいと思います。

まず、議員の方の発言はなるべく簡潔に、そして特に質疑の場合は行政が答えやすいような形で、そして今度行政の方にしては、もしわからない場合は反問権も認めておりますので、 反問権を使って議論がかみ合わないということがないように、お互いに努力してもらいたい と思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、第1常任委員会に付託したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、 第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第9 議案第38号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更 する規約について

〇議長(板谷 信君) 日程第9、議案第38号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更す る規約についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 議案第38号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の構成団体の変更は、共立湊町病院組合が、一部事務組合下田メディカルセンターに 名称変更となるものありです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

すいません。構成団体の変更でございますけれども、共立湊町病院と申し上げたようです

が、共立湊病院組合でございます。それが、一部事務組合下田メディカルセンターに変更となるというものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約については、 原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号 平成24年度川根本町一般会計補正予算 (第2号)

O議長(板谷 信君) 日程第10、議案第39号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号 を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第39号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,972万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,088万3,000円としたいものであります。

第2表では、地方債の追加と起債限度額の変更について補正をしたいものであります。 今回の補正は、指定されている難視聴地域でのテレビ共聴組合設立に伴う自主共聴施設整 備事業費補助金の増額、いやしの里診療所に設置する電子カルテ購入費の増額、いやしの里 診療所への繰出金の増額、耕作放棄地再生利用緊急対策事業費の増額、林道災害復旧事業費、 林道・治山工事費の追加、河川維持費の増額が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は732万4,000円の増額です。情報政策費は、携帯電話伝送路の修繕費、自主共聴施設整備事業費補助金の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第2項児童福祉費は249万1,000円の減額です。児童福祉総務費は、常勤栄養士の配置により、臨時栄養士の賃金、社会保険料の減額です。児童福祉施設費は、桜保育園の冷蔵庫故障による冷蔵庫購入費の増額です。

12ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は477万2,000円の増額です。保健衛生総務費は、臨時栄養士の雇用に伴う賃金及び社会保険料の追加です。診療所管理費は、いやしの里診療所に導入予定の電子カルテ購入費の増額と、いやしの里診療所の医師招へいに係る広告料等の経費について、特別会計の補正を行うことによる繰出金です。

12ページから14ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は621万円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の追加であります。第2項林業費は6,873万5,000円の増額です。林業振興費は、森林整備地域活動支援事業費補助金とこの補助金に係る事務費として消耗品費、通信運搬費の追加をお願いするものです。林道費は、林道寸又線測量設計委託料、林道蕎麦粒線ボーリング調査委託料、施業道ヒラト線用地測量委託料の追加、林道の整備に係る重機借り上げ料の増額、施業道ヒラト線開設工事費の追加をお願いするものです。治山費は、奥泉(大沢)治山工事費、奥泉(大沢)治山工事で伴う附帯工事費、久野脇地内の治山工事費の追加、国の直轄治山工事に伴う残土処理場確保による立木伐採補償費の追加をお願いするものです。

14ページ、15ページをごらんください。

第8款土木費、第3項河川費は150万円の増額です。これは、河川の小規模施設修繕業務 委託料の増額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は47万8,000円の増額です。これは、久保尾線の通学バスの故障による修繕料の増額です。第2項小学校費は62万円の増額です。これは、中川根第一小学校の落雷による電気設備の修繕料と同小学校のプールろ過四方弁取り替えに係る修繕料の増額です。第3項中学校費は15万円の増額です。これは、中川根中学校が平成24年度、25年度が人権教育の静岡県教育委員会教育研究指定校に指定されたため、この指定に係る事業費の増額です。第4項社会教育費は32万3,000円の増額です。これは、資料館やまびこの火災報知機及び電気設備の改修に係る修繕料の増額をお願いするものです。

15ページ、16ページをごらんください。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は1億1,210万円の増額です。これは、 昨年の台風12号により被災した林道智者山線外1路線の工事費と、林道富沢線外1路線の工 事費及び林道寺沢線災害復旧工事に伴う残土処理場整備費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般 7 ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は695万円の増額です。これは、テレビ共聴施設整備事業費補助金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は7,492万5,000円の増額です。これは、衛生費県補助金として、いやしの里診療所に導入する電子カルテの経費に係る県補助金が対象外となったことによる増額と、農林水産業費県補助金として、施業道ヒラト線開設工事費に係る林道事業費補助金、奥泉(大沢)治山事業に係る治山事業補助金、森林整備地域活動支援事業費補助金と、災害復旧費県補助金として、林道智者山線、林道寸又左岸線災害復旧工事に係る補助金です。

8ページをごらんください。

教育費県交付金は、人権教育研究指定校等交付金です。

第18款繰越金、第1項繰越金は8,030万円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部 を計上するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は534万6,000円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用緊急 対策事業交付金です。

9ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債は3,220万円の増額です。これは、保健衛生債として、いやしの 里診療所に導入する電子カルテの経費に係るものです。災害復旧債は、林道富沢線、林道河 内川線の災害復旧工事及び林道寺沢線災害復旧工事に伴う残土処理場整備に係るものであり ます。

第2表地方債補正につきましては、一般3ページをごらんください。

林道 2 路線、残土処理場整備の災害復旧事業に係る地方債2,890万円の追加と過疎対策事業債の起債限度額を9,900万円に増額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

すいません。提案理由の説明について、一部変更をさせていただきます。第14款県支出金の関係でございますけども、第2項県補助金は7,492万5,000円の増額、これは、衛生費補助金としていやしの里診療所に導入する電子カルテの経費に係る県補助金が対象外になったことによる増額と申し上げてるですが、対象外となったことによる減額ということで訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 大慌ての通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、ページを追って、歳出の方ですけれども、11ページの2款2項5目情報政策費、19節自主共聴施設整備補助金695万円について、1、難視聴地区の解消状況は、2、NHKの補助は、3、22世帯で695万円ということで平均約31万6,000円になりますけれども、それとNHKの補助があれば、それを足してどれくらいのおおよそ工事をするのか。要するに、695万円の積算根拠なんですけれども、その点についてお聞きいたします。

それから、同じページの3款2項1目と、次のページの12ページの4款1項1目の賃金を3款の方で232万1,000円減額し、4款、生活健康課の方で198万6,000円増額をしていますけれども、何か全協での説明では、福祉課の体制を、栄養士さんを増やしたと言ったのかな、強化したというふうな副町長の説明があったように覚えているんですけれども、この補正予算を見る限りでは、1人減らして1人増やした、いわばもしかしたら臨時の栄養士さんを福祉課から生活健康課へ異動したということなのかなと思いまして通告をしました。説明をお願いいたします。

それから、生活健康課と福祉課で、そのことでちょっとごちゃごちゃしているものですから、それぞれの保健師さんとか看護師さん、栄養士さん、それから社会福祉士さん、昨年までは山本真奈美さんがいらっしゃったけれども社協の方に行かれましたし、海老名さんがそうなのかな、ちょっとわかりませんけれども、そういう有資格者の正規、非正規、いわゆる臨時ですね、別の配置されている人数を、昨年に比べて今年というのか、4月時点、現在の比較を伺います。

それから、12ページの4款1項5目の診療所管理費ですけれども、18節備品購入費145万1,000円の増額で、電子カルテの購入ということですけれども、これについて、財源が183万7,000円県補助金が削減されています。その理由についての説明を求めます。

それから、12ページから13ページにわたって6款1項4目の地域農政総合推進事業費の19節で負担金、補助及び交付金、細節20の耕作放棄地再生利用対策事業費補助金621万円増額になっていますけれども、補助対象となったのが1団体、1個人ということですけれども、お名前はどうなんでしょう、答えられるかどうか。また、事業費の総額、それから面積、それから補助内容ごとの補助額、いろいろ、白畑を再生するものにどれくらいとか、いろいろあると思いますので、その積算根拠というんですか、それについて説明ができるものを説明していただきたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、当初予算の525万円、ここのところで、耕作放棄地のところでとってあるんですけれども、当初予算で下別当の耕作希望があるということで、200万円をそちらの方にとったというふうな説明があったかと思うんですけれども、それはどうなったのか。それから、徳山の上中さんからも下別当のところを取り組みたいという意欲を

大変示されているんですけれども、行政はどうされる考えか、支援していくのかどうか、そ の点についてお聞きいたします。

それから、13ページの6款2項2目の林業振興費の19節で負担金、補助及び交付金320万円の説明をお願いいたします。

それから、15ページの10款 4 項 4 目資料館運営費の11節需用費、細節 6 修繕費の32万 3,000円ですけれども、当初予算で20万円箇所づけなしということでとって、上げてあったんですけれども、今回、火災報知機、高圧コンデンサーの故障の修繕料ということですけれども、当初予算と合わせた額がこの修繕に充てられるのかどうか説明をお願いいたします。

それから、16ページの11款1項2目の林道施設災害復旧費で2点お聞きします。

1点目は、15節の工事請負費 1億1,210万円について、積算根拠を求めたいんですけれど も、工事箇所、工事内容など説明をお願いいたします。

それから2点目は、県の補助5,455万5,000円、それから町債が2,890万円増額ということで、財源が、内訳が示されているんですけれども、この内容について内訳を説明していただきたいと思います。補助率が、ちょっとこれ、金額だけで見ると、1億1,210万円の災害復旧費に対して県の補助が5,455万5,000円ということで補助率が低過ぎないかなということでお尋ねをいたします。

以上です。

○議長(板谷 信君) 答弁をお願いします。

企画課長。

○企画課長(羽倉範行君) それでは、11ページの2款2項5目情報政策費、19節の自主共聴施設整備補助金の関係ですが、難視聴地区の解消状況はということでございます。

現在、難視聴地区としまして整備されていない地区は、今回の申請を含めまして3地区ございます。今回、田野口地区と水川地区の2地区から申請がありましたものですから、これが完成すれば残り1地区ということになります。その残りの地区というのは、場所的には小長井地区の文化会館付近の19世帯ほどがまだ未整備ということでなっておりますが、この地区も現在、組合設立に向けまして準備を進めているということですので、9月の議会に間に合えば、また9月で補正をお願いして整備を図っていきたいと思っております。また、高郷地区にも一、二軒ほどあるんですが、ちょっと映りが悪いというようなことなんですが、我慢をできる範囲ということで、この辺についてはまた相談をしていきたいなと思っております。

次に、NHKの補助、それから積算根拠という関係なんですが、NHKの補助につきましては、1世帯当たり10万円か、それか100万円のいずれか高い方が補助されます。例えば組合3世帯で構成されますと、普通30万円という計算になりますが、100万までNHKが見てくれると。また、15世帯の組合だと15掛ける10万円で150万円ということになります。

22世帯の総事業費の積算根拠ということですが、これは組合それぞれ3社ほど見積もりを

とりまして金額を決定したわけなんですが、今言いました町の補助金が695万円、それから NHK助成額ですが、22世帯ですので、通常ですと290万円ですが、国の方の補助金の補助率が20年度に変更になりまして、大幅に大きくなったというようなことがありまして、実際は244万6,000円、それから組合の負担金ですが、1世帯当たり7,000円ということで、これはNHKの補助要綱に規定されておるものですから、これもこの7,000円を町の補助要綱にも同一の金額を載せていただきましたが、15万4,000円ということで、合わせまして、総事業費が955万円となっております。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 生活健康課長。
- **〇生活健康課長(山下安男君)** 生活健康課です。

12ページの4款1項1目保健衛生総務費198万6,000円ということの中で、昨年度の比較でよろしいですか、人数の。23年度は保健師が2名、それから看護師が2名、栄養士が2名でありました。平成24年度は保健師が1名、看護師が2名、栄養士が2名ですが、そのうち1名が臨時雇用ということになっております。

以上です。

- ○議長(板谷 信君) あと、診療所はいい。そこじゃない。やっちゃって。
- ○生活健康課長(山下安男君) じゃ、その次の、同じページ、12ページの4款1項1目診療所の管理費、電子カルテの購入と減額の理由ということですが、購入理由されておりますとしては、現在、いやしの里診療所で使用する画像診断装置が平成19年度購入しておりますが、それは院内の機器から装置に画像を送り込み、診療室に設置するディスプレーに展開し診療に反映させているところであります。今回の電子カルテに現行の画像診断装置からデータを送ることで計画しておりましたが、現在のものですと、電子カルテに画像を送ることができないことが判明いたしました。このため、検査機器から別サーバーへのデータ抽出のための設定費用、サーバーを含むサーバー、電子カルテの連携費用が発生し、今回の増額を補正をお願いするものです。

それから、県補助金の歳入の14款2項3目衛星費、県補助金の183万7,000円の減額ですが、当初予算で電子カルテの購入費367万5,000円の2分の1の補助額183万7,000円の県補助金を予定しておりました。県での平成23年度から24年度にかけての事業仕分けによって、補助対象事業の明確化が行われ、電子カルテについては、補助事業対象から対象外となったものです。また、平成20年3月1日の県地域医療課のへき地医療機現地確認調査時にも、電子カルテについては対象外とのことでした。そのため今回、県補助金を減額させていただくものです。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 総務課長。
- ○総務課長(西村 一君) 3款2項1目と4款1項1目の賃金の異動についてということで

お話がありましたけれども、これにつきましては、福祉課の臨時栄養士の配置をやめまして、 正職員の栄養士を配置いたしました。それによりまして、生活健康課への臨時栄養士を配置 したことによって、このようなことになったものでございます。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 福祉課長。
- 〇福祉課長(栗原 卓君) 福祉課です。

保健師等の人数なんですけれども、23年度ですけれども、保健師、職員が3、臨時がゼロ、看護師はゼロです。栄養士が臨時が1人、社会福祉士、職員が2です。24年度、保健師が職員が4、内訳としまして、地域包括センターで3、福祉室で1名です。あと、看護師はゼロです。栄養士が職員が1、臨時がゼロ、社会福祉士、職員が1、臨時がゼロです。以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 産業課長。
- 〇産業課長(長嶋一幸君) 産業課です。

最初に、予算書の方の12ページ、農林水産業費の地域農政総合推進事業費、19節の負担金、 補助及び交付金について御説明させてもらいます。

最初に、鈴木議員の方から、名前の御紹介をお願いしますということがありましたけれど も、補助事業に当たっては、原則として団体名等は公表するのが基本でございます。しかし、 個人情報に当たる個人名については、申し訳ありませんけれども、割愛させていただきます ので、よろしくお願いします。

最初にですけれども、その補正の積算根拠でございますけれども、事業費で補助額で621万円の増額となっておりますけれども、これにつきましては、町内2地区、梅高、地名地区において1個人、1団体それぞれが露地野菜の作付と野菜種苗施設を設置し、営農定着を図ろうとするものであります。内容につきましては、耕作放棄地の解消面積合わせて74a、事業費は荒れた農地を再生しようとする再生事業費に344万9,004円で、補助率は10分の10でございます。土づくりをしようとする土壌改良に37万円、10a当たり5万円の定額補助でございます。作付を始めようとする営農定着費に18万5,000円、10a当たり2万5,000円の定額補助でございます。最後に、営農を補完する施設の整備に515万円、これは補助率2分の1となります。したがいまして、補助対象の総事業費は、2地区合わせて878万4,000円となり、補助額としては620万9,004円が今回の補正額となります。最初に言った補正額の内容でございます。

続きまして、2番目にありました当初予算で補助金を525万円つけてありますけれども、 その内訳と進捗状況を報告させてもらいます。

鈴木議員御質問のとおり、井川梅地地区土地改良区、通称、下別当の耕作放棄地の解消 36aに、補助額で275万円を計上させてもらってあります。これは、静岡市内の農業法人が解 消に取り組むとともに、保管施設の整備に静岡県中部農林事務所の支援を受けた井川梅地土 地改良区が当たるものでございます。そのほか、残り250万円の予算につきましては現在、町内2地区、崎平、梅高地区において2個人が穀類の作付、野菜の作付を図ろうとする事業、解消面積65aに取り組んでおります。これらにより、新たに事業を助成するための増額補正を今回お願いしたいものでございます。

最後に、町内農業者が井川地区の通称、下別当で耕作放棄地の解消事業に取り組む場合は、町内で行う耕作放棄地対策事業と同様に支援、助言を町としても行うとともに、静岡県中部農林事務所井川梅地土地改良区とも協議の上、特に取り組み農業者に財政的な負担が重荷にならないよう県に要請するなどし、支援を図っていきたいと思います。

最後に、林業費の19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、森林整備地域活動 支援事業補助金についてですが、森林所有者が共有、あるいは森林組合などが受託委託契約 により作成する森林経営計画の作成をする活動に300ha分、1 ha当たり8,000円として240万 円、既存の作業路網を点検改良する活動について200ha分、1 ha当たり4,000円として80万円、 この事業による事務費等合わせて326万円を増額させてもらう内容となっておりますので、 よろしくお願いします。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 教育長。
- 〇教育長(杉山広充君) では、10款の教育費、4項社会教育費、4目資料館運営費にかかわる11節需用費、細節修繕費ですね、32万3,000円、それについてお答えいたします。

このことについては、中部電気保安協会の消防設備の点検、それと電気設備点検でふぐあいが確認されました。内容は、自動火災報知機設備と非常警報器具設備のバッテリー劣化による取り替え、これが必要だと、そういうようなことです。それともう一つ、受電設備の高圧コンデンサーの不良による改修が必要になったと、そういうことです。これらについては、いずれも原因はということ御指摘ありましたけれども、経年劣化によるものと思われます。

必要経費は、バッテリー交換に11万8,000円、高圧コンデンサー修理に20万5,000円を要すると、そういうものです。

なお、御指摘がありました当初予算計上の箇所つけなしの修繕料、突発修繕費ですけれど も、20万ですけれども、このほかにふぐあいが生じているものがございます。小便器のセン サーの修繕と1階にあります空調設備の修繕料、これに20万円を充てたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 建設課長。
- **〇建設課長(大石守廣君)** それでは、建設課から林業施設の災害復旧費につきまして御説明をさせていただきます。

11款1項2目林業施設災害復旧費、15節の工事請負費1億1,210万円につきまして、工事箇所、工事内容の説明をということですので、御説明をいたします。

今回の補正にかかわりますのは、昨年の台風12号により被災をいたしました林道の復旧工

事にかかわるものになります。これは、国庫補助事業による工事と町単独事業によるものとがございます。国庫補助事業によるものにつきましては、林道智者山線の復旧工事が2カ所、それから林道寸又左岸線の復旧工事が1カ所の計で3カ所ということになります。工事の内容でございますけれども、林道智者山線、林道寸又左岸線ともに路肩決壊箇所の復旧工事というものが主な工事の内容となります。

それから、町単独事業による工事につきましては、林道富沢線の災害復旧工事、それから 林道河内川線の災害復旧工事及び林道寺沢線の災害復旧工事に伴います残土処理場の整備工 事という3カ所になります。林道富沢線につきましては現在、復旧工事を実施しております 箇所になりますけれども、現場の状況を精査をいたしました結果、落石防護さくの追加や法 どめブロック積み工の面積の増加等によります補正ということでお願いをしたいと思います。 それから、林道河内川線につきましても現在、復旧工事を実施をしています箇所になりま す。場所は文沢集落のすぐ手前になりますけれども、路肩の復旧工事を現在行っております が、当初予想をしておりました以上に現場の土質が脆弱なため、掘削作業が危険な状況とい うことに現在置かれております。工事の安全を確保するために、掘削をいたしました法面の 補強工事を施工したいということと、掘削をいたしますと、当分の間、車両の通行ができな くなります。このため、歩行者用の仮設道路を現場に設置するための費用等についての補正 をあわせてお願いするものでございます。

それから、林道寺沢線の災害復旧工事に伴う残土処理場の整備工事につきましては、これも現在、林道寺沢線の災害復旧工事を実施をしておりますが、この工事で出ます残土の処理場の排水対策と法面の緑化工事を施工するための費用の補正をお願いするものです。場所につきましては、壱町河内地内の元小学校跡地でございます。

それから、補助金の関係でございますけれども、補助金5,455万円について補助率が低過ぎないかという御質問でございますけれども、林道智者山線の補助率が65%、それから林道寸又左岸線が補助率50%ということで計算し、予算計上を今回させていただきました。この補助率につきましては、林道の災害復旧事業に要する補助金の基本となります最低ラインの補助率を予算獲得のために使わせていただいてあります。この2路線に林道災害をつけまして、これは昨年発生の台風12号の被害になりますけれども、この台風につきましては、もう既に激甚災害に国から指定をされておりますので、最終的には高率補助になるものと思っております。

以上です。

- 〇議長(板谷 信君) 副町長。
- **○副町長(小坂泰夫君)** 先ほど、人事の関係で一部まだ回答漏れもあろうかと思いますので、 少し説明をさせていただきますと、まず回答した中で、栄養士の異動部分のところですけれ ども、栄養士にかかわる資格を持った者というのは、なかなか異動というのが限定的な部分 になることがあるわけなんですけれども、出産に係る休暇であるとか、育児による休業と、

いろいろな面もあるわけであって、いろいろなものを、例えば安全衛生とか権利というものを保護するという立場の中で異動も行っていくわけでありますけれども、福祉課におきましては、23年度臨時栄養士であった者ですけれども、対応しておったんですけれども、本来の正規の職員をもって栄養士を充てたいということで、生活健康課の2名のうちから1名を異動させたということであります。

生活健康課の栄養士をということでありますが、これは異動ということではなくて、生活健康課の中の今回人事異動等に伴う中で、職務、それらの総合的な勘案した中で、事務的にもある程度精通している者とか、そういうものを臨時的に1名増強したいと、そういう正規の職員を異動した中で増強したいということで、臨時の職員を採用したというものであります。

それから、質問の中にありました地域包括支援センターの職員関係でありますけれども、この地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、それから保健師、社会福祉士の3職種の中から構成されるわけでありますけれども、新任ケアマネジャーは1人、保健師でもありますけれども、それから保健師が2人、そのほかにありますけれども、いろいろなケアマネジメント部分とか支援部分とか、総括的な部分もあります。それから、社会福祉士を今までは2名でおったわけですけれども、この中の1名、山本という職員でありますけれども、現行、いわゆる社会福祉協議会が非常に状況的に大変であるということから、この社会福祉士の山本、これは社会福祉協議会の中には社会福祉士という業務も非常に重要な業務でもあるということから、経験もあるという中、そういう中で組織構成の中の立て直しも図りたいということで1名派遣をしました。これは年度途中でありますけれども、派遣をしたという経緯があります。

それから、役場職員の中でも組織構成部分をしっかり確実にしていきたいということから、 室長クラスの山本を、1人入れて2人を派遣して、今後の社会福祉協議会の組織をしっかり、 体制をとっていただきたいという中で、必ずしも役場の中が人員が余裕があるということで はありませんけれども、こういう緊急的な事態でもありますので、そういう派遣をしたとい うことで御理解をいただきたいと思います。

なお、その社会福祉士の業務については、質問の中にもありましたように、海老名室長が その資格を持って、十分に引き継ぎ等をした中で大丈夫だということで回答をもらったもの ですから、そういう配置を行ったというところであります。

そういうところで御理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。
- ○10番(鈴木多津枝君) 再質問、2点させていただきます。

1点目は、今、副町長、詳しく回答いただいた人事配置の点ですけれども、今回の補正予算には関係ないんですけれども、健康生活課に看護師さんが1人ですか、看護師さんが2人いるのかな、2人ですね。それで、福祉課には全然いらっしゃらないということで、非常に

ここのところもちょっと気になるんですけれども、24時間看護体制をつくっていかなければいけないという今、大きな課題がある中で、町で雇ったからその人がというわけにはいかないでしょうけれども、いろいろ参考にしたり、取り組んでもらえることもたくさんあるのではないかなと思うんですけれども、この点はどのように考えておられるのかお聞きします。

それからもう一点は、12ページの4款1項1目の診療所の管理費の件ですけれども、県の補助金183万7,000円減額の説明の中で、県が事業仕分けで対象外にされたという説明があったんですけれども、なぜその事業仕分けで外されたかという説明をいただきたいと思います。

〇議長(板谷 信君) 副町長。

○副町長(小坂泰夫君) それでは、御質問のところですけれども、まず今回、福祉課の方へ福祉室長に保健師を兼ねて、保健師だからということではないんですけれども、保健師を兼ねた職員を配置しました。これは、福祉の中にも一般保健師的な、そういう意味合いというものも非常に大きいということの中で配置をしたわけでありますけれども、包括の中にも保健師もおりますし、福祉のところも保健師がいると。

必ずしも保健師だから看護師がすべてできると、可能であるということではありませんけれども、カリキュラムの中で保健師は看護師としての職務をクリアできるということがありますので、そういう中で相対的な考えを持っておりますので、そういう対処とか頑張っていただきというふうに思います。生活健康の方も、そういうような考えの中で保健師と看護師とを配置をしているということであります。

〇議長(板谷 信君) 生活健康課長。

〇生活健康課長(山下安男君) 県の補助金の関係ですが、県へは要望書を昨年度に提出しております。それで、要望書を提出した段階で、県から補助金をいただけるというようなことで計画を立てております。それから、事業仕分けの県の中身ですが、電子カルテというのは、診療所では実績がないそうです。診療所の中では実績がないというような御返事もいただきました。それで、診療所について電子カルテの補助金をいただきたいというような県への働きかけも行いました。ところが、対象を外すということでございます。

それから、県の方で地域医療課の方で該当しそうな国の補助金を探していただきました。 それについても、該当するものがないということでございました。 以上です。

〇議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 全協でただいまの答弁というか、説明を聞いたわけですけれども、 どこかにあったはずだと思ってゆうべ探したら、静岡新聞の夕刊、1月23日付なんですけれ ども、出てきたんですよ。総合病院同士も診療情報共有、県内広がる連携というふうになっ ていて、ここにはふじのくにねっとということで、総合病院と診療所の間でインターネット を活用し、診療情報を共有するシステム、ふじのくにねっとを使った医療連携が県内で広が っているというふうに、もう1月23日に載っていたんですね。それで、うちの町は今、診療 所では実績がないという県の判断のもとに事業仕分けで外されてしまったということですけれども、非常にこれは、ふじのくにねっとというのは県が中心になってやっている事業ではないという説明も全協で課長さんから聞いたわけですけれども、県立総合病院の事業だというふうにお聞きしたんですけれども、何かこの記事を読む限りでは、県が力を入れて、県と一緒になってやっているというふうに書いてあるものですから、随分おかしな事業仕分けだな、当町で要望を出したときには受けてくれるような、多分この最中だったと思うんですね、機運が盛り上がっている。それで、どこでどういうふうにして機運が下がっていったのか知らないけれども、非常に先進的なことをやって、先ほど課長も言われたように、住民の人たちの医療の充実とか利便性とか行政のいろいろな点で利点があることを当町がやろうとしている、実績がないから外すというのは、これはもう一生懸命実績をつくって広げていこうとしているときに、本当に県の考えっておかしいということで、また、私たちも何かそのことに要望というか、声を上げてもいいんでしょうかね。

- ○議長(板谷 信君) あの、これどっちで、どっちにしてもこれで3つ目だもんで、ここまでにします。副町長。
- ○副町長(小坂泰夫君) ふじのくにねっともそうですけれども、総合病院、またそれから例えば市立病院等の、いわゆる榛原地域には4病院があるわけですけれども、そういう連携の中にあれば、電子カルテという形で転送関係という形で、病院連携という形でこれは認められるのではないかなというふうに思いますけれども、もう一つ、例えば今回、静岡総合病院もいやしの里診療所を、いわゆるキーステーション、ステーションの診療所という形で位置づけているというまでには至っていないということの中で、なかなか難しいのではないかなというふうに思いますけれども、例えば総合病院の中で医師派遣をして、今回のように身分を切ってでもやるということは、ちょっと違うということになるわけですけれども、そういう派遣をして、そういう総合病院のもとに電子カルテ導入ということであれば、採用条件はかなり有望ではないかというふうにはとらえているんですけれども。いずれにしても、補助を行うものの判断基準という部分が多分のところにあるというふうに思いますので、そういう一つの基準部分の中に合致しなかったということで御理解いただくしかないかなというふうに思いますけれども。
- **○議長(板谷 信君)** ここまでにしたいと思います。ここのところを余りやると、ほかの意見も出てきそうですので、ここまでにしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- ○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第39号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり 可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は11時とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時01分

○議長(板谷 信君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第11 議案第40号 平成24年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第11、議案第40号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(佐藤公敏君) 議案第40号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正 予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110 万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,750万6,000円としたいもの であります。

今回の補正予算は、いやしの里診療所への医師招へいのための広告料の追加をお願いする ものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページからごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は110万6,000円の増額です。これは、電子カルテ導入に

係る電話回線増設経費と、医師招へいのため医師会報及び医療専門紙への求人広告料をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は110万6,000円の増額です。これは、医師招へいの ための広告料ほかの財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 1点お聞きいたし……、2個、ごめんなさい、数字が書いていなかったから、通告で3点になります。お聞きします。

清水先生が、お医者さんが進めておられる電子カルテ導入よる遠隔診療について、大変先進的な取り組みとの評価をみんなでしているわけですけれども、私たちも含めて。こういうことが継続されれば、当町の医療体制の充実につながるものだということで本当に期待しているわけですけれども、何だか先ほどの説明でも、県の事業仕分けで、診療所では実績がないからということで切られてしまったということは、非常に納得できないことなんですけれども、それとは別に、医師の招へい、ここで、補正予算で医師招へいのための広告料104万9,000円が上がっているんですけれども、こういう医師の招へいにおいて、県が言う診療所では実績がないということが本当だとすれば、現在診療所とか病院で働いておられるお医者さんたち、経験を積んだお医者さんが来ていただくというふうな、そういうことには、もしかしたらネックになってしまうようなことにならないかということが心配されますけれども、その点はどうでしょうか。医師招へいの取り組みの見通しとあわせてお聞きいたします。

それから、そのことで、今来ていただいている清水先生、本当に好評で、熱心に取り組んでくださっているということで、また続いてやってもらいたいよという声も聞いています。 そういうふうにも思いますので、清水先生、あるいは県立総合病院に引き続きお願いをするということはどのようにされているのか、お聞きします。

それから3点目は、現在、いやしの里診療所、今年になって本当に診療日が少ないんですけれども、開設したということで、患者数の状況についてお聞きいたします。

- 〇議長(板谷 信君) 生活健康課長。
- ○生活健康課長(山下安男君) いやしの里特別会計補正予算1款1目1項12節広告料のことでございますが、2点のうちの1点目ですが、遠隔診療支援等の取り組みが医師招へいのネックになることはないかとの御質問ですが、現在、医師募集を流用予算及び今回の補正と合わせて3カ月間で医師向けの専門誌2誌に募集広告を掲載を予定しております。募集広告の中にも、病院・診療所をネットワークとしたバーチャルメガホスピタルを活用した診療が可

能ですというようなことを明記してもあります。それからまた、応募があった場合の対応として、遠隔診療支援、ふじのくにねっとについては、応募医師に御理解をいただけるよう、 詳しく御説明して御理解いただけるようにお願いしたいと考えております。

それから、見通しですが、医師招へいについては、現在2件のお問い合わせをいただいております。うち1件は履歴書、医師免許証の写しも提出していただいております。また、もう1件は、施設見学を希望されるお電話をちょうだいしております。そのことで10月1日からの医師確保に向け、今現在、努力を重ねているところです。

それから、県立病院の引き続きの継続のお願いという話ですが、清水先生が今いらっしゃいますが、先生は9月までということになっております。これは本年4月に県の医務課を通じて固く継続のお断りをいただきました、県の方から。これは、県立総合病院の意思ではなく、県の方針としての回答であります。現在でも県立総合病院においては、今現在は遠隔診療支援についてお二人の医師に御協力いただいておりまして、遠隔診療に使用する県立総合病院での部屋についても無償で貸与いただいて配慮をいただいているところであります。

それから、患者数の状況ですが、平成23年度の実績は1,809人になります。診療日数が96日であったため、1日の平均は約18.8人となります。清水先生に御就任いただいた平成23年11月から本年5月までの患者数は1,290人、うち遠隔診療支援は本年4月4日から始めまして、毎週木曜日午後に循環器科を実施しておりますが、現在まで37人の方が受診しております。また、5月の末、最終の金曜日から毎月第4金曜日には整形外科の遠隔診療も実施を始めたところです。

以上です。

○議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成24年度いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成24年度いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号は、 原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第2号 川根本町議会傍聴規則の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第12、発議第2号、川根本町議会傍聴規則の制定についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会傍聴規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決されました。

----- ♦ *-----*

◎日程第13 発議第3号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する 条例について

○議長(板谷 信君) 日程第13、発議第3号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。



◎日程第14 発議第4号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

〇議長(板谷 信君) 日程第14、発議第4号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則 についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第5号 環太平洋経済連携協定(TPP)への対応 に関する意見書の提出について

○議長(板谷 信君) 日程第15、発議第5号、環太平洋経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号、環太平洋経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、環太平洋経済連携協定 (TPP) への対応に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

────

◎日程第16 川根本町議会議員派遣の件

○議長(板谷 信君) 日程第16、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付しま した議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり 決定いたしました。

──── ♦ **───**

◎散 会

〇議長(板谷 信君) お諮りします。

委員会審査のため、6月21日から6月27日までの7日間、休会にしたいと思います。 御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、6月21日から6月27日までの7日間、休会とすることに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時16分